

初診日と障害年金

【保険料納付要件:保険料の未納期間があると障害年金を受けられないことがある】

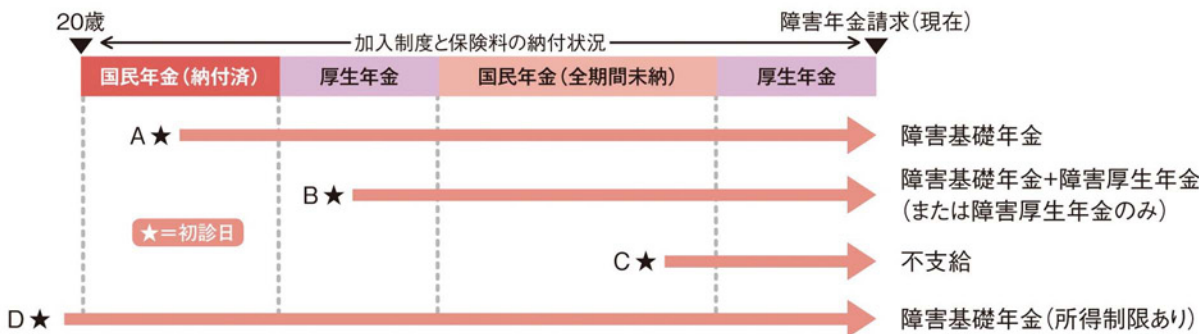
初診日の前日において、下記の①または②を満たすこと

- ①初診月の前々月までの直近1年間に未納期間がないこと。
- ②初診月の前々月までの「国民年金・厚生年金保険・共済組合加入期間の保険料納付済・免除・納付猶予期間」の合計がそれまでの全期間の3分の2以上あること。

※平成27年10月1日の年金制度の一元化により、共済組合に加入していた公務員なども厚生年金の加入者となっている。

【初診日の加入制度・初診日の前日時点の保険料納付状況・受けられる年金の種類】

- Aケース: 初診日が国民年金加入中なので、障害基礎年金
- Bケース: 初診日が厚生年金加入中なので、障害基礎年金+障害厚生年金(障害の程度が軽い場合は、3級の障害厚生年金のみ)
- Cケース: 保険料納付要件①②いずれも満たしていないので不支給
- Dケース: 初診日が20歳未満の場合は、保険料納付要件はないが、所得制限あり



初診日の確認方法が広がりました(平成27年10月1日より)

精神疾患や内部疾患の増加にともない、傷病の発生・受診から相当の期間を経て重症化し、障害年金を請求する事例が増えています。このような場合、医療機関でのカルテの保存期限の経過や医療機関の廃院などにより初診日の証明が得られないケースがあります。その結果、初診日を特定できず、障害年金を受けられない事案が生じ、大きな課題となっていました。こうした状況への対応として、初診日の確認方法が広がりました。

【初診日確認の新たな取り扱いとは】 ※詳細は年金事務所へお問い合わせください

「初診日を確認する医師の証明を添付できない場合でも、初診日を合理的に推定できるような一定の参考資料により、本人が申し立てた日を初診日とする」

◆一定の参考資料とは

原則として複数の第三者による証明(隣人、友人など)、初診日が一定期間内にあると確認できる資料(一定期間のどの時点でも納付要件を満たしていること)、その他(障害年金請求の5年以上前に医療機関が作成した資料、診察券、健康診断を受けた日を確認できる資料など)

**横山 玲子**  
社会保険労務士  
よこやま・れいこ 横山玲子社会保険労務士事務所代表。横山玲子社会保険労務士事務所ホームページ  
http://www.r-yokoyama-office.jp/  
Twitterアカウント @mayakor

MEMO

再申請ができます

過去に障害年金の請求が初診日不明で却下されたケースも、平成27年10月1日以降に再申請が可能となりました。この場合、初診日確認の新たな取扱いに基づいて審査されます。



障害年金の請求で大事な  
初診日確認

答える人 先生  
社会保険労務士

聞く人 健介  
正社員  
36歳

障害年金の請求手続きで大事なことは、初診日の特定です。今回は、初診日の意味と確認方法を説明します。

初診日と障害年金(基礎)

初診日は、障害年金を受けるために必要な3要件の起点です。

要件1:初診日要件

初診日に加入していた年金制度によって、受けられる障害年金の種類が決まる。

- ◆国民年金⇒障害基礎年金(1級・2級)
- ◆厚生年金⇒障害厚生年金(1級・2級・3級)

※級は障害の程度を表し、1級が一番重い。  
※障害基礎年金は、20歳前に初診日がある場合、または日本国内に住んでいる60歳以上65歳未満で年金制度に加入していない期間に初診日がある場合にも該当するケースがある。

要件2:保険料納付要件

初診日の前日時点の保険料納付状況(納付・免除・猶予期間)が一定以上あること。

要件3:障害等級要件

障害認定日(初診日から1年6カ月経過した日またはそれまでに治癒した日)において、一定の障害の状態にあること。  
※障害認定日以降に重症化して、該当する場合もあります。

**健介** 同じ程度の障害でも、受けられる障害年金の種類が違ったり、障害年金をもらえなかったりすることもあると聞きました。なぜこのようない違いがあるのですか?  
**先生** 初診日に加入していた年金制度によって受けられる障害年金の種類が異なります。障害基礎年金のみ、障害基礎年金と障害厚生年金、障害厚生年金のみの3種類があり、これが年金額に影響します。  
**健介** 初診日の加入制度が年金額に影響するとは意外でした。  
**先生** それと、初診日の前日時点での保険料納付期間が一定以上でないこと、障害年金は受けられません。

**健介** 障害年金は、初診日が大事なんですね。  
**先生** そうです。また、転院があった場合でも、障害の原因となった病気やけがについて初めて医師の診療を受けた日が初診日になります。  
**健介** かなり昔だと初診日がわからないこともありすよね。どうやって初診日を確認するのですか?  
**先生** 初診日は医師の証明で確認しますが、平成27年10月1日から初診日を確認する方法が広がりました。  
**健介** どのように広がったのですか?  
**先生** 医師の証明がとれない場合でも、合理的に推定できる一定の参考資料で、本人が申し立てた日が初診日と認められるようになりました。